

～今年度70歳以上となる都民の方へ～

安全運転支援装置の 購入・設置を補助します

安全運転支援装置*の販売・設置を行う事業者に対し、東京都が費用の5割（一台あたり6万円まで）を補助します。

※ ペダル踏み間違い等による急発進等を抑制する機能を有するもの

【装置費・設置費の合計（税込）】**

都から事業者への補助：5割
（上限6万円）

自己負担：5割

**故障個所の修理・補修や改良・改造等の費用は除く

装置の対応車種・性能、在庫状況や購入・設置の手続きは、店舗にご相談ください。

車種等によっては、装置が適合しない可能性があり、補助を受けられない場合があります。



対象となる都民の方の要件

<次に掲げる要件をすべて満たす必要があります>

- ✓ 都内在住で、令和3年度中に満70歳以上となる方（昭和27年4月1日以前生まれ）
- ✓ 有効な運転免許証を有すること。
- ✓ 自動車が、
 - ・安全運転支援装置を設置することが可能であること。
 - ・自動車検査証の「自家用・事業用の別」に自家用と記されたもの
- ✓ 自動車検査証上の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、高齢者の運転免許証に記載されている氏名が同一であること。
氏名が同一でない場合は、自動車検査証上の「所有者の住所」又は「使用者の住所」と、運転免許証に記載の住所が同一であること。
- ✓ （一社）次世代自動車振興センターが交付する「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」による控除を受けないこと。



※このほか、以下についてご誓約いただく必要があります

- ・自動車税の滞納がないこと。 ・転売を目的とした設置ではないこと。
- ・装置を設置する自動車は個人の用に供するものであること。
- ・暴力団員等でないこと。

など

ご希望の方は、取扱事業者*の店舗にご相談ください

*事業者の一覧・連絡先は東京都都民安全推進本部HPに掲載しています



東京都 安全運転支援装置

検索

国が実施している安全運転サポート車（サポカー）の購入費補助に関しては、（一社）次世代自動車振興センター（NeV）のホームページをご確認ください（<http://www.cev-pc.or.jp/>）

店舗で、車の状態や要件を確認します。設置日をご予約ください。

予約日にご本人が来店し、免許証・自動車検査証*をご提示のうえ、申込書をご記入ください。

*店舗で写しを取らせていただきます。

店舗にて本人確認ののち、当該装置製造事業者が作成する適合表の記載事項等に基づき、当該装置が当該装置を設置しようとする自動車に適合したものであること、並びに当該装置の機能、動作条件及び適切な使用方法についてご説明します。

本人負担分の金額を、その場でお支払いください。

【東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度】に関するお問い合わせ先

東京都 都民安全推進本部 総合推進部 交通安全課

電話 03-5321-1111 内線 21-799

※ 装置の対応車種、性能や在庫状況等は、取扱事業者にお尋ねください

(店舗記載欄)